

酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業：担い手確保推進対策及び新事業体創出支援対策）実施要領

令和元年5月13日付け 農畜機第938号承認  
令和元年5月7日付け 全酪連総発第45号

我が国の酪農は、高齢化等により酪農家戸数や飼養頭数が減少等するなど、生産基盤の弱体化が進行しており、生産コストの増加や国内消費の減退による先行き不安等から、経営収支の悪化や生産意欲の低下が懸念されている。このような中で、酪農家の生産意欲を喚起し、飼養頭数や生乳生産の減少を食い止めるとともに、経営の多角化・高度化を実現するためには、生産者団体や生産者集団等が行う地域の創意工夫を生かした取組を支援する必要がある。

このため、全国酪農業協同組合連合会（以下「全酪連」という）は、地域の生産体制の強化を図るための事業に対し、酪農経営支援総合対策事業実施要綱（平成28年3月31日付け27農畜機第5575号。以下「要綱」という。）に基づき、補助することとし、もって酪農生産基盤の維持及び強化に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）、「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）及び要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

## 第1 事業の内容

この事業の内容は、次のとおりとする。

### 1 担い手確保推進対策

全酪連は、酪農経営の担い手確保を推進するため、第2に規定する生産者集団、農業協同組合、農業協同組合連合会（都府県にあっては、都府県の区域を地区とするものに限る）、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人若しくは中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合（以下「生産者集団等」という。）が、その地区等を区域として、次に掲げる取組を実施するのに要する経費について補助するものとする。

- (1) 担い手確保を推進するための企画検討会議の開催
- (2) 経営離脱農家や新規就農者等の実態を把握するための調査
- (3) 新規就農希望者と経営離脱農家等のマッチング促進等のための情報発信

- (4) 酪農の魅力を発信するための資料、ウェブサイト等の製作及び交流会、セミナー等の開催
- (5) 新規就農希望者等を対象とした研修施設の運営
  - ア 経営離脱農家等の施設を活用する場合に要する補改修に係る資材の購入
  - イ 農業技術・経営ノウハウを指導する指導者の認定
  - ウ 農業技術・経営ノウハウを習得する研修会の実施
  - エ 新規就農希望者等の就農を支援するための税務指導等
- (6) 事業の円滑な推進を図るための指導等

## 2 新事業体創出支援対策

全酪連は、既存の酪農経営体の協業化による新事業体の創出を支援するため、生産者集団等が、その地区等を区域として次に掲げる取組を実施するのに要する経費を補助するものとする。

- (1) 新事業体を創出するための企画検討会議の開催
- (2) 新事業体創出に向けて経営離脱農家等の実態を把握するための調査
- (3) 協業化に当たっての労務管理や経営向上のためのセミナー等の実施
- (4) 事業の円滑な推進を図るための指導等

## 第2 生産者集団の要件

生産者集団は、3者以上の酪農経営体から構成され、次に掲げる事項の全てを内容とする規約を有するものとする。

- 1 生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項
- 2 生産者集団の運営に関する事項
- 3 生乳生産の振興に関する事項
- 4 その他生産者集団の目的の達成に必要な事項

## 第3 事業の実施

### 1 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和元年度とする。

### 2 後援名義

生産者集団等は、この事業により調査報告書等を作成した場合及び就農セミナー等の実施等に当たっては、原則として事業名及び「独立行政法人農畜産業振興機構後援」名義を付すものとする。

## 第4 事業の推進

生産者集団等は、全酪連の指導の下、関係団体等との連携に努めるとともに、この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

## 第5 全酪連の補助

全酪連は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、生産者集団等が第1に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

## 第6 補助金交付の手続等

### 1 補助金の交付申請

生産者集団等は、この事業の実施に当たって、補助金の交付を受けようとする場合は、全酪連代表理事会長が別に定める期日までに、別紙様式第1号の酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業：担い手確保推進対策及び新事業体創出支援対策）補助金交付申請書を全酪連代表理事会長に提出するものとする。

### 2 事業の変更承認申請

生産者集団等は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業：担い手確保推進対策及び新事業体創出支援対策）補助金交付変更承認申請書を全酪連代表理事会長に提出し、その承認を受けるものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業費の30パーセントを超える増減

(3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

### 3 補助金の概算払

(1) 全酪連は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として概算払をすることができるものとする。

(2) 生産者集団等は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業：担い手確保推進対策及び新事業体創出支援対策）補助金概算払請求書を全酪連代表理事会長に提出するものとする。

### 4 事業の実績報告

生産者集団等は、この事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに別紙様式第4号の酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業：担い手確保推進対策及び新事業体創出支援対策）実績報告書を全酪連代表理事会長に提出するものとする。

## 第7 消費税及び地方消費税の取扱い

1 生産者集団等は、全酪連代表理事会長に対して第6の1の酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業：担い手確保推進対策及び新事業体創

出支援対策) 補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 生産者集団等は、1のただし書により申請をした場合において、第6の4に係る酪農経営支援総合対策事業(地域の生産体制強化事業:担い手確保推進対策及び新事業体創出支援対策)実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 生産者集団等は、1のただし書により申請をした場合において、第6の4に係る酪農経営支援総合対策事業(地域の生産体制強化事業:担い手確保推進対策及び新事業体創出支援対策)実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第6号の酪農経営支援総合対策事業(地域の生産体制強化事業:担い手確保推進対策及び新事業体創出支援対策)に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに全酪連代表理事会長に提出するとともに、その金額(2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額)を全酪連に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合(公募団体自ら若しくはそれぞれの生産者集団等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。)であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月20日までに、同様式により全酪連代表理事会長に報告しなければならない。

## 第8 帳簿等の整備保管等

### 1 帳簿の整備保管

生産者集団等は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

### 2 事業実施状況の聴取等

全酪連代表理事会長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及

び実績について必要に応じ、生産者集団等に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

## 第9 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、全酪連代表理事会長が別に定めることができるものとする。

### 附則（令和元年5月7日付け全酪連総発第45号）

この要領は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

### 別表

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
1 担い手確保推進対策	生産者集団等が以下の取組を実施するのに要する経費 (1) 担い手確保を推進するための企画検討会議の開催 (2) 経営離脱農家や新規就農等の実態を把握するための調査 (3) マッチング促進等のための情報発信 (4) 酪農の魅力を発信するための資料、ウェブサイト等の製作及び交流会、セミナー等の開催 (5) 研修施設の運営 ア 経営離脱農家等の施設を活用する場合に要する補改修に係る	定額 定額 定額 定額 1 申請経営体当たり 500 千円以内

2 新事業 体創出支 援対策	資材の購入	
	イ 農業技術・経営ノウハウを指導する指導者の認定	定額
	ウ 新規就農希望者等に対する研修会の実施	定額 (ただし、指導謝金は、8,000円/日以内)
	エ 就農希望者等の就農を支援するための税務指導等	定額 (ただし、税理士等への委託費用は、1/2以内)
	(6) 事業の円滑な推進を図るための指導等	定額
	生産者集団等が以下の取組を実施するのに要する経費	
	(1) 新事業体を創出するための企画検討会議の開催	定額
	(2) 新事業体創出に向けて経営離脱農家等の実態を把握するための調査	定額
	(3) 協業化に当たっての労務管理や経営向上のためのセミナー等の実施	定額 (ただし、経営コンサル等への委託費用は、1/2以内)
	(4) 事業の円滑な推進を図るための指導等	定額